報告第 １６ 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により市議会に報告する。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

記

１　専決処分の内容

⑴　損害賠償の発生の原因となる事実

令和８年８月６日（木）午前１０時２０分頃、周南市新清光台３丁目の市道交差点において、環境生活部リサイクル推進課職員が運転する公用車が、市道新清光台団地第９号線を南から直進する際、市道新清光台団地第１号線を東から直進する相手方車両と衝突した物損事故

⑵　損害賠償の相手方

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

⑶　損害賠償の額

￥２０５，２００－

２　専決処分の年月日

令和８年１１月１２日